

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第112号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年8月6日 21時10分ごろ	
発生場所	長崎県佐世保市幸ノ小島 ^{こうのこ} 北西沖の浅瀬 牛ヶ首灯台から真方位281°4,300m付近 (概位 北緯33°10.1' 東経129°32.2')	
事故等調査の経過	平成22年12月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第八十八 ^{ひさ} 寿丸、271トン	
船舶番号、船舶所有者等	126654、株式会社サンコー	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	バルバスバウに破口	
事故等の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、船首約3.4m、船尾約3.2mの喫水で幸ノ小島北方沖を南進中、船長が、変針予定場所が近づいていたものの、濡れた衣類を着替えるために10分ほど操舵室から離れる際、その旨を当直者に伝えず、指示も与えなかったところ、平成22年8月6日21時10分ごろ、幸ノ小島北西沖の浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1 海象：潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、幸ノ小島北方沖を南進中、船長が当直者に指示を与えずに操舵室から離れたことから、変針予定場所を通過して幸ノ小島北西方に向けて航行し、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、幸ノ小島北方沖を南進中、船長が当直者に指示を与えずに操舵室から離れたため、変針予定場所を通過して幸ノ小島北西沖に向けて航行し、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、やむを得ず一時的に操舵室を離れる際は、当直者にその旨を伝え、必要な指示をしておくこと。 ・変針予定場所に接近しているときには、針路変更してから操舵室を離れること。	